

大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 傍聴要領

(目的)

第1条 本要領は「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）公開規定第4条に基づき、協議会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置する。
なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、原則として協議会開始予定時刻までとする。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(協議会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 協議会の撮影、録画、録音をしてはならない。
(ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。)
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか協議会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に協議会会場からの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本要領は、平成22年 7月26日より適用する。